

一般財団法人 産業経理協会
総務・法務部長会 10月度(第11回)例会
「グローバルな競争規制への対応」

1. サステナビリティ関連の議論の方向性
2. 巨大IT企業を巡る議論の具体例

日時：2021年10月19日(火) 15:00～17:00

場所：経団連会館(大手町) 5階会議室

桃尾・松尾・難波法律事務所
弁護士 向 宣明



MOMO-O, MATSUO & NAMBA



本日のテーマ

1. 新たな社会情勢に対して、「各社の対応について業界として足並みを揃える」ことを試みるのが、競争法(独禁法)違反のリスクにつながることもある。

➤ 例： サステナビリティと独禁法

2. いわゆる巨大IT企業を巡って、競争法(独禁法)を含め、各種関連法分野の観点からの議論が交わされている。

- これらの巨大IT企業は、しばしば「GAFA」等、一括に論じられることがある(「問題の所在が同じ」、あるいは「同じ議論・解決策が同様に当てはまる」と思われがちである)。
- しかし、少なくとも競争法(独禁法)の観点からは、それぞれについて別個のアプローチが求められているように見える。



サステナビリティと独禁法



サステナビリティと独禁法

- サステナビリティ(sustainability; 持続可能性。あるいはsustainable development; 持続可能な開発)を巡る議論について、時折、その独禁法・競争法との関係性(連携?あるいは緊張関係?)が議論されることがある。
 - これを推進する立場からは、やや怪訝な印象を抱かれているかもしれない?
- これに関して、独禁法・競争法分野の側から、時折「(強制力を持つような)公的な法規制によって進めることの方がよいのでは」といった所感などが表明されることがある。
 - 「普段は自由な競争を標榜している独禁法・競争法分野の実務家から、そのような意見が出るとは、皮肉めいている」といった受け取られ方もされている?
- そういった所感は、「本来、各社各様で行われるべき事業活動が、特に法規制もなく各社の自由に委ねられている状態で、その各社の間での方向性の集約(それによる相互の間での拘束)が図られるということ」に対する、ある種の懸念がある。
- 特に、本来、目標として据えられることに何ら異論のないような状況であるからこそ、一方でそれが不適切に躊躇されたり阻害されたりすることのないようにという配慮が必要である反面、そのような「美名」の下で、本来許されるべきでないような行為までもが見過ごされてしまうことのないように、という警戒感が抱かれることもある。
- また、議論をあえて単純化して、競争の第一義的な目的を「よいものをより安く」と捉えたとすると、それとは異なる社会的価値を目指すために必要となるコスト増について、その分担や転嫁を議論することが、時に独禁法・競争法との緊張を生むと考えられる。



サステナビリティと独禁法

OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper

- 前半で、象徴的には2030 AgendaあるいはUN Sustainable Development Goals (SDGs)と称される決議等を含む一連の動向について概要を整理した上で、サステナビリティと独禁法との関係をどのように整理していくべきかについての議論が紹介されている。
- まず、基本的な捉え方として、独禁法・競争法の側から見たときに、サステナビリティを巡る動向を評価し検討しようとする際の「道具」として、何か新たなものを用意しなければならないということではなく、従前から「効率性 efficiency」という概念で行ってきた議論が、有効に機能するという考え方が示されている。
- その上で、もう少し具体的に見たときに、両者の関係性には、大別して2つの形があるとされ、その1つは、「サステナビリティの観点から見たときに『有害』と評価されるような行為を、禁止したり防いだりすることについて、独禁法・競争法を活用することの可否」というものであり、これはいわば独禁法・競争法を、サステナビリティの戦いのための「武器」として位置付けるものとされる。もう1つは、「サステナビリティのための行為は、独禁法・競争法の観点から、どのように許容されるべきか」というものであり、これはいわば独禁法・競争法を、サステナビリティの戦いにおいて「妨げ」となりうる存在として位置付けた上で、それがまさにサステナビリティのためのものであるということを理由として、どのように許容されるかという議論として整理されている。



サステナビリティと独禁法

OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper

- 「武器」としての独禁法・競争法について:

- まず、冒頭で紹介した独禁法・競争法に議論における「効率性 efficiency」、あるいは「消費者福祉 consumer welfare」を巡る議論と整合的であるとされる。例えば、同じ価格で、サステナビリティに資する程度の異なる2つの商品があった場合、消費者は、よりサステナビリティに資する方の商品を選ぶであろうという想定を前提に議論することができるとされ、これは商品の品質に関する議論として扱うこともできるとされている。
- これまでも、従来型の競争法・独禁法の適用が、同時にサステナビリティの観点から目指されるべき方向と合致することがあることが知られており、例えば企業結合の場面で、対象となる商品分野について、その商品分野における競争が引き続き有効に維持される必要があるという観点から、関連の知的財産権の第三者への譲渡が(いわゆる問題解消措置として)条件付けられていたところ、それがサステナビリティの観点からも積極的に評価すべきものとなったというような事例もあることなどが紹介されている。
- また、例えばサステナビリティの観点からも「最善」とされるもの(技術開発など)があるにもかかわらず、それをあえて目指さない方向で、関係者間での方向性の集約を図るというような行為が認められるような場合については、基本的には、いずれの観点からも否定的に評価されてしまうものとして、ここに位置付けられて議論されている。
 - 【この点私見の限りでは、何が「最善」であるか議論のある中で、(後知恵的には)ある種の次善の策を目指すことになった、というような場面が仮にあったとして、しかしながら行為当時にはその優劣の評価は必ずしも容易ではなかったとすると、それにもかかわらず、そういった優劣を前提に議論を単純化することには慎重であるべきであり、必ずしも常に(ここに位置付けるべきというような)単純な整理ができるとは限らないようにも思われる。】
- なお、例えば(いわゆる)より「地球に優しい」ような商品が開発されるように、といった商品の「多様性 diversity」への影響という点も、上記の、サステナビリティの観点から高評価される技術開発への影響という議論の中で、同様に扱うことができるといった考え方も紹介されている。
- また、独禁法・競争法の議論における「搾取的行為 exploitative practice」に関する議論も、同様に、サステナビリティの観点からの問題の解決に資する面があることが指摘されている。



サステナビリティと独禁法

OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper

- 両者の間に「衝突」があり得るといような場面について：
 - まず、実際には「衝突」が起こらないケースが少なくないことに留意すべきとされる。
 - 【基本的には、この文脈で発せられるメッセージが、できるだけサステナビリティのための議論を阻害しないように配慮したものとなることが目指されるべき、というスタンスが見受けられる。】
 - 例えば、「標準化 Standards」は、一定の条件が満たされる限り、通常は独禁法・競争法の観点から禁止されるべきものとはされない。その条件については一般に、以下のものが挙げられる：
 - 参加に制約がないこと
 - 手続の透明性が確保されていること
 - 遵守が義務づけられていないこと
 - FRAND条件が採用されていること
 - なお、この点に関連して、我が国の公取委の「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」において、「パテントプールが必須特許のみにより構成される場合には、これらすべての特許は規格で規定される機能及び効用を実現する上で補完的な関係に立つことから、ライセンス条件が一定に定められても、これらの特許間の競争が制限されるおそれはない。」と述べられている点は、サステナビリティを巡る議論においても参考となるとして紹介されている。<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html>



サステナビリティと独禁法

OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper

- 両者の間に「衝突」があり得るというような場面について【続】:
 - さらに、どうやら「衝突」があること自体は否定しがたいという領域についても、その緊張関係の程度には強弱があり、比較的緊張関係が弱い場合の方が多く、二者択一を迫られるような厳しい状況というのは極めて例外的であることが留意されるべき、と述べられている。【なお、見受けられるスタンスについて、同上】
 - 公共政策 (public policy) に関する事項については、従前からの独禁法・競争法の議論における「効率性 efficiency」を巡る議論として扱うことができることが多い、とされる。
 - また、サステナビリティの観点からの商品の価値向上が、商品の品質の改善向上として議論されることもあり得る。
 - この品質の改善向上には、従前からの独禁法・競争法の議論と親和的なものから、やや緊張関係があると思われるものなどもあるとされ、後者には、「将来の利益」に関わるものや、「関連市場の外 (国外) での利益」に関わるものなどがあるとされる。
 - 「将来の利益」については、例えば科学的根拠に基づいてサステナビリティの観点から指摘されている懸念への対処のために必要とされる範囲で漁獲量に制限を設けるという行為が、独禁法・競争法の観点からも許容されるべきであるという議論の際に考慮される「利益」などが、その例として挙げられている。なお、どの程度先の「将来」まで考慮に入れることが許されるかという点については、確定的な年限が設けられるべき議論というよりも、事案に応じて「利益」として認定され得る範囲で、含められ得る範囲が判断されることになるとと思われる。
 - 「関連市場の外 (国外) での利益」については、例えば独禁法・競争法の議論において「二面市場」を巡って、「どのように確定される関連市場全体の需要者に与えられる利益が考慮されるべきであり、カテゴリーで分けられる需要者ごとに考慮されるべきではない」という議論があることが、参考になるとされている。ただし、これがさらに国境を越えた範囲での利益を巡る議論となる場合には、いわゆる域外適用に関する議論が参考となり得るものの、今のところまだ明確な議論の方向性も示されておらず、今後の議論の進展が待たれるところとなる。



サステナビリティと独禁法

OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper

- 両者の間に「衝突」があり得るというような場面について【続】:
 - 両者の緊張関係が高まることが想定される事項として、「効率性 efficiency」や「消費者福祉 consumer welfare」を判断する際の基準を巡る問題がある。
 - 例えば、「社会に与える経済的利益の総体 overall economic benefits to society」を、ここでの考慮にどのように組み入れるかといった議論が紹介されている。
 - この点については、競争当局がその判断に際してこの種の価値評価を行うことの正当性や、判断機関としての適性を巡る問題などが指摘されている。
 - そして例えば、まずは「社会に与える経済的利益の総体 overall economic benefits to society」を評価した上で、それを分配するという段階を踏むことができれば、それによって、「消費者への利益の総体 overall benefit for the consumer」を評価することができるということが示唆されている。一例として、石炭火力発電所を閉鎖するという合意を評価する際に、価格（電気料金と想定される）の値上がりを、行為により回避することのできた費用と比較衡量するという手法が用いられ、具体的には、金銭価値に換算された形での健康上の利益や平均寿命の延びなどと比較して検討するといった手法が示唆されている。そして、それにより確認された「消費者への利益の総体 overall benefit for the consumer」を、より伝統的な（従来の議論の）独禁法・競争法の議論の中で確認される消費者利益に加算して、法的な評価検討を行うべきとされる。
 - また、競争当局がそのような評価を行うことの適性については、立証責任の分配という仕組みも活用しながら解決が図られるべきとされる。
 - なお、手続的な観点で、サステナビリティのための活動が躊躇されてしまうことのないよう、当局からのガイダンスが示されることが有用であるとしつつ、そのような当局による活動の例として、我が国の公取委の「リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針」が挙げられている。
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/risaikuru.html>



サステナビリティと独禁法

Competition & Markets Authority (CMA)(2021),
Environmental Sustainability Agreement and Competition Law

- 英国競争・市場庁として、独禁法・競争法が、サステナビリティのための行為に適用される場合の考え方を整理した公表したもの。
 - － 基本的な考え方として、多くの場合にはサステナビリティのための行為が、独禁法・競争法の観点から問題視されることは少ないと思われるが、他方で、サステナビリティのための行為が躊躇されたり、逆に、独禁法・競争法が正しく理解されないことへの懸念もあるという観点から、今回の考え方の整理公表が行われたことが表明されている。
 - － なお、関連資料として前掲のOECD Competition Committee Discussion Paper等が紹介されている。
 - － 例えば冒頭では、本来競争は、事業者がconsumerのbenefitのために、improvementやinnovationを行うことを促すものであり、独禁法・競争法は、そのために競争を制限したり緩和したりする行為を禁止する、という考え方が示されている。また、サステナビリティのための行為(合意)は、時に、それによる競争の制限を超える利益をもたらすとされ、他方で、その「美名」の下でカルテル行為が隠されるということへの懸念も示されている。
 - － その上で、多くのサステナビリティのための行為において「標準化 standard-setting」が行われることを踏まえつつ、その際の留意事項と禁止事項をそれぞれ列挙している。
 - ・ 留意事項としては、関係者に対してその内容が適時に知らされ、全ての関係者に参加の機会が保障され、その条件がFRANDに則したものとなっており、特にIPが関連する場合にはその必須性の開示を含めて適切な条件が設けられており、各参加者に代替的な標準化についての活動の自由や当該標準化への不参加の自由などが保障されていること、などが挙げられている。
 - ・ 禁止事項としては、必要な範囲を超えていわゆる機微情報の開示や交換を行うこと、当該標準化についての遵守義務を課すこと、各参加者に対して他の代替的な標準化についての活動や当該標準化への不参加を妨げること、競合する事業者や技術などが市場に参入するのを阻害するような基準等を採用すること、などが挙げられている。



サステナビリティと独禁法

Competition & Markets Authority (CMA)(2021),
Environmental Sustainability Agreement and Competition Law

- そもそも現地法制における独禁法・競争法において、価格カルテル、生産数量制限、市場分割や顧客分割、入札談合などの行為はby object restrictionとして、それ自体が禁止されており、これらの行為については、サステナビリティのための行為の関連でも、禁止に抵触しように留意することが求められている。そして、これらの行為については、サステナビリティのためといった「美名」の下での違反行為、という観点で、むしろ厳しい目が向けられ得ることが示唆されている。
- また、競争業者との間での、いわゆる機微情報に関する交換は避けなければならないとされ、将来価格など、公表されていない事業戦略に関する情報などがこれにあたるとされている。他方で、過去の（通常は3年以上前の）情報であって、特定の顧客に関するものであることが判別できないようにされていれば、通常は機微情報とは見なされないとされる。また、業界団体を含む第三者的な組織等を通じて、統計情報を作成する際には、それがあくまで概括的な内容に処理された形で作成され、関係事業者に対してそれぞれから提供されていた個別情報を開示するようなことなく、またその他に関係事業者間での協調行動を招くような使い方をしていない限り、関係事業者それぞれからは具体的な個別情報が（当該第三者に対して）提供されるとしても、それ自体は問題とされないことが説明されている。
- その他、市場シェア等の観点からのセーフ・ハーバーの該非や、適用除外などについて説明されている。



Facebookに対する米国FTCによる提訴について



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 事実経過

- 2012年 FTCによる、FacebookのInstagram買収承認
- 2014年 FTCによる、FacebookのWhatsAppの買収承認
- 2020年12月9日 FTCによるFacebook提訴
 - 請求の主な理由は、FacebookによるInstagramやWhatsAppの買収とされていた。
 - 企業買収・企業結合は、本来はClayton法7条で規律されている（日本の企業結合規制に相当）。
 - しかし、この際のFTCによる提訴は、FTC法13(b)条を根拠とするものだった。
 - 同条項は、Sherman法2条（日本の私的独占に相当）など、違反行為に対する差止請求の規定である。
- 上記の直前に、複数の州政府からも同種の提訴が行われていた。
- 2021年6月28日 US District Court for the District of Columbiaにより、FTCの提訴について、訴状の棄却（the Court here will dismiss only the Complaint, not the case, leaving the agency the chance to replead if it believes it can successfully remedy the infirmities described below.）の判断が示された（以下「連邦地裁Memorandum Opinion」）。
 - その上で、30日以内の修正が認められた。
 - 州政府による提訴については、事案自体の棄却の判断が示されている（it will grant the Motion to Dismiss the States' entire case.）。
- 2021年8月19日 FTCによるFacebookに対する提訴についての修正（以下「修正訴状」）



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 本日のテーマとの関係でのポイントは、この提訴の中で指摘されているFacebookの業態や収益構造と、それらを踏まえた上での、Facebookに対する提訴理由
 - そしてそれらが、次にご紹介するAmazonについて指摘されている内容と、好対照を示しているという点。
- Facebookは、昨年度(単年度)でも、売上850億(米)ドル、利益290億(米)ドル、とされている。
- またその収益のほとんどは、広告事業(特にsocial advertising business)によって得られているとされている。
- なお、本日の資料で「・・・とされている」と記載しているのは、FTCの主張による限り(事実として認定されたものではない)という趣旨。



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- FTCによる提訴の理由(修正訴状)は、以下の2項目とされている。
 - 反トラスト法に違反する買収行為。それにより、競争を排除し、独占を維持したとされている。Facebook has willfully maintained its monopoly power through its course of anticompetitive conduct **consisting of its anticompetitive acquisitions**. Through its conduct, Facebook has excluded competition and willfully maintained its monopoly in personal social networking through means other than competing on the merits.
 - 反トラスト法に違反する買収行為、及び反競争的な条件付取引行為(アプリの開発業者等にFacebookのプラットフォームへのアクセスを提供することの見返りに、それらの者がFacebookの競争者と取引したり、自らFacebookと競合する事業に参入したりすることを制限)。Facebook has willfully maintained its monopoly power through its course of conduct that includes **both anticompetitive acquisitions and its anticompetitive conditional dealing practices, and maintaining and enforcing anticompetitive agreements relating to Facebook Platform to deter competitive threats to its personal social networking monopoly**. As described above, Facebook has maintained its personal social networking monopoly through anticompetitive acquisitions, through conditional dealing policies embodied in agreements extracted in exchange for third-party apps' access to Facebook Platform, and by enforcing its anticompetitive agreements by cutting off apps' access to critical APIs.



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- Facebookの行為の反競争的効果(修正訴状の主張)
- 関連市場: Personal social networking services(個々人がその個人的な関係を維持して、共有の場で友人や家族などの個人的なつきあいの間柄と経験を共有することができるようにするためのオンラインサービス)
 - Facebookと、Instagramは、これに該当するとされている。
 - Mobile messaging servicesは、共有の場を持たないという点で異なり(PSNの場合には、まだ知らない他者の連絡先をそこで得ることができる)、WhatsAppはこれに該当するとされている。
 - Specialized social networking servicesは、友人や家族ではなく、特定の職種といった狭められた範囲での関係のための者である点が異なるとされている。
 - Broadcast的なonline servicesは、利用者同士の関係よりも、利用者の興味を軸としている点で異なり、例えばTwitterはこれに該当するとされている。
 - 動画についてのonline servicesは、基本的に受動的なコンテンツの消費のための者である点で異なり、例えばYouTubeはこれに該当するとされている。



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- Facebookの行為の反競争的効果(修正訴状の主張)
- 市場での支配的地位については、daily active users (DAUs)やmonthly active users (MAUs)などのデータ等に基づき主張立証が試みられている(本日は詳細については省略)。また、「参入障壁」の関連など、本年6月の裁判所による判示(示唆)を踏まえた内容となっている(後述)。
- 競争がもたらす利益(それがFacebookの行為により害されている):
 - additional innovation (such as the development and introduction of new features, functionalities, and business models to attract and retain users);
 - quality improvements (such as improved features, functionalities, integrity measures, and user experiences to attract and retain users); and
 - consumer choice (such as enabling users to select a personal social networking provider that more closely suits their preferences, including, but not limited to, preferences regarding the amount and nature of advertising, as well as the availability, quality, and variety of data protection privacy options for users, including, but not limited to, options regarding data gathering and data usage practices).



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- さらに「広告市場」についても、競争がもたらす利益がFacebookの行為により害されているとされている：
 - 広告掲載先 additional users to advertise to (as a result of increased innovation and improved quality of personal social networking for users);
 - 広告料 lower advertising prices (as additional advertising competition would incentivize reductions in advertising prices);
 - 新たな機能等の追加 additional innovation (as additional advertising competition would incentivize the development and introduction of additional features, functionalities, and business models in order to attract advertisers);
 - 品質向上 quality improvements (as additional advertising competition would incentivize quality improvement, such as with respect to transparency, integrity, authentication of ad views, customer service, accuracy in reporting performance and other metrics, and brand safety measures such as sensitivity to neighboring content); and
 - 選択肢 choice (as additional advertising competition would enable advertisers to select a personal social networking provider that more closely suits their preferences, including, but not limited to, preferences regarding different forms of advertising and/or different options for users).

Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- Facebookによる買収行為について、「脅威」となるような相手を買収しても、すぐにまた次が出てくるだけではないか？という社内の議論について、買収した対象をそれ自体として運営し続けていけば、そういった新規参入はより困難になる、という見立てが唱えられていたことなども踏まえつつ、事実そういった影響が認められたとされている。
- そして、その行為(とそれによる影響)は、特にInstagram とWhatsAppの買収と、その運営を継続することによって他の新規参入を困難にすることによって、現在進行形で継続中とされる。
 - Facebook’s monopolization through acquisition is ongoing today. Facebook continues to hold and operate Instagram and WhatsApp, which neutralizes their direct competitive threats to Facebook, and continues to keep them positioned to provide a protective “moat” around its personal social networking monopoly. Specifically, Facebook recognizes that so long as it maintains Instagram and WhatsApp operating at scale, it will be harder for new firms to enter and build scale around their respective mechanics.



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 連邦地裁Memorandum Opinion (FTCの敗訴の理由)
 - 連邦地裁は、FTCの訴状の棄却についての判断を示した上で、それを踏まえた訴状の修正が容認されていることを踏まえ、さらに訴状の修正後に事案が進行されていく場合のためのguidanceという趣旨で、主要な争点についての裁判所としての見解を示した(次項)。
 - 改めて、まずFTCが提訴理由としていたシャーマン法2条(日本法の私的独占に相当)についての要件を確認すると、「関連市場における市場支配力」と「排除行為」の2つとされる。The offense of monopoly maintenance under Section 2 of the Sherman Act “has two elements: ‘(1) the possession of monopoly power in the relevant market and (2) the willful . . . maintenance of that power as distinguished from growth or development as a consequence of a superior product, business acumen, or historic accident.’” This second element is usually referred to by the shorthand of “anticompetitive” or “exclusionary conduct.”
 - そして、FTCの訴状が棄却されたのは、1点目の「関連市場における市場支配力」に関するFTCの請求内容がそれ自体として不十分であったから、とされていた。



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 連邦地裁Memorandum Opinion（FTCの敗訴の理由）【続】
 - 1点目の「関連市場における市場支配力」については、しばしば、状況証拠の積み上げでの立証が試みられる。その際に必要となるのは、「市場の画定」と「その市場での市場シェア」、そして一定の「参入障壁があること」となる。（特に3点について、“Because “[m]arket power is meaningful only if it is durable,” a plaintiff proceeding by the indirect method of providing a relevant market and share thereof must also show that there are “barriers to entry” into that market. “と判示されている。）
 - 「市場の画定」自体は、「PSNサービス」として一応適切に行われてはいた。A “Personal Social Networking Service” can be summarized here as one that enables users to virtually connect with others in their network and to digitally share their views and experiences by posting about them in a shared, virtual social space.
 - しかしながら、「その市場での市場シェア」に関する議論が十分になされていなかった。例として、市場シェアを算出するための基礎データのとり方への疑問などが指摘されていた。
 - 関連売上をベースにするとしても、同社の収益は広告市場で得られたものであり、「PSNサービス市場で得た売上」とは言えない。
 - 利用時間をベースにするとしても、例えば有名なコメディアン公式ページを観ている時間など、Personal（friends や familyとのやりとり）とは言えないものをどう判断するかという問題も生じる。



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 連邦地裁Memorandum Opinion（今後の審理のためのguidance）
 - 連邦地裁は（上記のとおり）、FTCによる訴状の修正が想定されることを踏まえ、さらに事案が進行される場合のためのguidanceという趣旨で、主要な争点についての裁判所としての見解を示していた。
 - そのうちの1つは、シャーマン法2条（日本の私的独占に相当）の2つ目の要件とされる「排除行為」についての、判例法上の要求水準（と、それに照らして見たときにうかがわれる、FTCの請求内容の不十分さ）であった。
 - FTCの主張には、Facebookの「条件付き取引」(conditional dealing)あるいは「取引拒絶」(refusal to deal)的な行為への非難が含まれていた。特に、2013年の方針決定について（Facebookと競合が生じる場合には、それまでは認めていたAPIへのアクセスを切断する）。Most prominently, in 2013 it announced a policy of refusing to allow third-party, freestanding apps (like the chess app or the Washington Post app discussed above) to access those APIs if they “replicate[d] [Facebook’s] core functionality” — i.e., if they competed with Facebook Blue. Facebook then enforced that policy against a number of freestanding apps, revoking API permissions after having previously offering them access. The FTC contends that these actions represent unlawful “conditional dealing” or unlawful “refusal[s] to deal” with apps that had their API access revoked or blocked.



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 連邦地裁Memorandum Opinion（今後の審理のためのguidance）【続】
 - API (“the chess app”)とは：
 - application programming interfacesのこと
 - 例えば、“Find Friends” と呼ばれるAPIは、第三者によって提供されるアプリ上で、Facebookアカウントを持っているユーザーが、Facebook上での友人とつながったり、友人を招いたりすることができる（which enabled third-party apps to allow Facebook account holders to find and connect with Facebook friends within their separate apps, or to invite Facebook friends to join that app.）。
 - Facebookのサイト上ではなく、それとは独立した形で利用することができるチェスのアプリがあり、ユーザーは、Facebookアカウントを持っていれば、そのチェスアプリ上で、他の（Facebookアカウントを持っている）ユーザーを探したり、あるいはまだそのチェスアプリを持っていない友人を（Facebook経由で、しかしそのチェスアプリを閉じることなく）誘うことができていた（For instance, when first starting to use an independent chess app — i.e., an app used separately as opposed to on the Facebook site itself — a user with a Facebook account could nonetheless search within the app for other Facebook friends already using it, or invite them to join via Facebook, all without leaving the app.）。



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 連邦地裁Memorandum Opinion（今後の審理のためのguidance）【続】
 - 「取引拒絶」(refusal to deal)について
 - 一般論としては、独占事業者といえども取引の自由があり、競争者との取引を拒絶すること自体は反競争的とは言えない。The central principle that governs refusal-to-deal claims is that, as a general matter, a monopolist has “the right to refuse to deal with other firms,” which includes the right to “refus[e] to cooperate with rivals.” Verizon Commc’ns Inc. v. L. Offs. of Curtis V. Trinko, LLP, 540 U.S. 398, 408 (2004) (citing Aspen Skiing Co. v. Aspen Highlands Skiing Corp., 472 U.S. 585, 601 (1985)).
 - したがって、Facebookが単に「競争者にはAPIのアクセスを提供しない」という方針を採用すること（のみ）では、反競争的と非難することはできない。
 - 取引拒絶を反競争的と評する際には、「先行投資等を行った者がその成果を後行の競争者に提供しなければなくなるとすることで、先行することへの意欲が削がれるといった懸念があることを踏まえ、それでも義務が認めべきような特殊な状況にあること」などへの配慮が必要。
 - その上で、過度に取引拒絶を違法として非難してしまうようなことのないよう、行為に略奪的 (predatory) な面があることが求められ、次頁の3つの要素からなるテストによって判断するものとしつつ、本年6月の時点（FTCによる訴状の修正前）では、これらは充たされていない、との見解を示した。And that is why the touchstone for liability is the sort of predatory design described above: “where the only conceivable rationale or purpose” for the refusal to deal is “to sacrifice short-term benefits in order to obtain higher profits in the long run from the exclusion of competition.”



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 連邦地裁Memorandum Opinion（今後の審理のためのguidance）【続】
 - 「取引拒絶」(refusal to deal)について
 - 行為に略奪的(predatory)な面があることについての、3つの要素からなるテスト
 - ① 既に、当事者間で、自発的に、かつ経済合理性のある(利益を生む)形で、取引行為がなされていること(First, “there must be a preexisting voluntary and presumably profitable course of dealing between the monopolist and rival” with which the monopolist later refuses to deal.)
 - a. Facebookによる、取引方針の採用(それ以前に取引を行ったことのない者に対する)は、この観点から、違法性の問題を生じない
 - ② 取引拒絶の対象が、違反被疑行為者によって、他の(同様の状況にある)顧客に対しては引き続き供給されていること(Second, “the refusal to deal [must] involve[] products that the defendant already sells in the existing market to other similarly situated customers.”)
 - ③ 取引拒絶が、短期的な利益を犠牲にしてでも、反競争的な目的を達成しようとするものであることがうかがわれること(Third, and most importantly, “the monopolist’s discontinuation of the preexisting course of dealing must suggest a willingness to forsake short-term profits to achieve an anti-competitive end,” rather than to advance a valid business purpose.)
 - なお、上記の実体論のほか、差止の対象としての適格性の問題も指摘されていた。
 - 例えば、2013年の当時の行為は、過去の行為であり、現在または将来の行為を対象とする差止請求の対象となり得ないとされる。(Section 13(b) therefore “does not permit the FTC to bring a claim based on long-past conduct without some evidence that the defendant ‘is’ committing or ‘is about to’ commit another violation.”)



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 連邦地裁Memorandum Opinion（今後の審理のためのguidance）【続】
 - 「条件付取引」(conditional dealing)について
 - まず、独占的事業者が、取引相手に対して、自分とは競争関係に立たないようにさせる（例えば、何かを提供する際の条件として）ことは、それ自体が直ちに反競争的になるとは限らない。
 - これを違反としてしまうと、単なる「取引拒絶」は直ちに反競争的とは言えない、という議論とも矛盾が生じてしまう。
 - 「条件付取引」が問題視されるのは、それが独占的事業者とその競争業者との間の取引関係のみならず、その競争業者と第三者との関係にも影響を及ぼすという点についてである。
 - したがって、反競争性の議論を適切に行うためには、FTCとしては、「Facebookは、そのPlatform APIsを、アプリ開発業者に提供するにあたり、他のsocial-networking services（自らの競争業者）とは取引を行わないことに同意することを条件とした」ことを主張する必要がある。
 - その際、例えば、「自己の競争業者との取引を制限すること」と、「自己のために提供されたアプリを自己の競争業者用のものとリンクさせることを制限すること（競争業者のための同種のアプリの提供自体は許されている）」以下のような違いに留意する必要がある。For instance, the developer who built a personality-test app for Facebook could build the same app for Google+ without running afoul of the policy; its terms simply prohibited the Facebook version of the app from linking or redirecting to the Google+ version.



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 連邦地裁Memorandum Opinion（かつて一度認められた買収が、再び問題視されることについて）
 - 連邦地裁が、FTCによる訴状の修正が提出された場合の、それ以降の事案の進行のため示していた、主要な争点についての裁判所としての見解のうちの、もう1つが、それぞれ2012年、2014年に完了されている買収行為を、今般改めて問題視することの可否であった。
 - 具体的な争点は2つ。1つは、違反とされる“acquisition”とは、文字通り（過去のある時点での）「買収行為」に限定されるのか、という点。
 - この点について裁判所は、まず企業結合規制に関するクレイトン法7条の解釈として、“acquisition”とは、（過去のある時点での）「買収行為」のみならず、その買収が解消されずに維持されているという場合の“status”（“retention”や“holding”などといった表現も用いられている）も含む、と述べている。これによれば、買収対象が引き続き行為者によって保有されており、それについて反競争性が認められる限り、過去の買収行為についても引き続き問題視されうる、ということになる。



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- 連邦地裁Memorandum Opinion（かつて一度認められた買収が、再び問題視されることについて）【続】
 - 具体的な争点のうち1点は、以上のような企業結合規制に関するクレイトン法7条に関する議論が、今回のFTCの提訴の根拠条文であるシャーマン法2条（日本法の私的独占に相当）にも同様に妥当するのか、という点。
 - この点について裁判所は、必ずしも詳細な（あるいは断定的な）議論には立ち入っていないようにも見えるが、結論として、特にクレイトン法7条とシャーマン法2条とで議論が異なるとすべき理由は見当たらないと述べている。
 - 少なくとも、今回のFTCによる提訴が認容される理論的な可能性は認められるということである以上、現時点で請求を不適法として排斥する理由にはならない、ということ。



Facebookに対する米国FTCによる提訴について

- なお、この提訴については、Commissioner Christine S. Wilsonによる反対意見(Dissenting Statement)が付されている。
- そこでは、既に一度企業結合規制を経て承認されている買収取引を改めて問題視することへの疑問が呈されている。
- また、Facebookが、本年7月に、FTC Chair Lina Khan氏の本件への関与に対する忌避申立てを行っていることを踏まえ、同委員として、(その忌避申立てには理由がないという前提で本件の提訴に関する委員会の議決に参加したわけではないというような趣旨の)留保を表明している。



Amazonに関する新FTC委員長(米国)の論考について



Amazonに関する新FTC委員長の論考について



The screenshot shows the FTC website's biography page for Lina M. Khan. The header features the FTC logo and the text "FEDERAL TRADE COMMISSION PROTECTING AMERICA'S CONSUMERS". Navigation links include "Contact", "Stay Connected", "Privacy Policy", and "FTC en español". A search bar is also present. The main navigation menu includes "ABOUT THE FTC", "NEWS & EVENTS", "ENFORCEMENT", "POLICY", "TIPS & ADVICE", and "I WOULD LIKE TO...". The breadcrumb trail reads "Home » About the FTC » Biographies » Lina M. Khan". On the left, under "Commissioners", a list of names is shown: LINA M. KHAN, NOAH JOSHUA PHILLIPS, ROHIT CHOPRA, REBECCA KELLY SLAUGHTER, and CHRISTINE S. WILSON. Lina M. Khan's name is highlighted. To the right of the list is a portrait of Lina M. Khan with the caption "Download Hi-res (4.05 MB)". Further right, her name "Lina M. Khan" is displayed with her title "Chair". Below this, it says "Follow @LinaKhanFTC" and "Tweets represent the views of Chair Lina M. Khan alone". A button labeled "Speeches, Articles, and Testimony" with a right arrow is at the bottom right of the biography section.

Home » About the FTC » Biographies » Lina M. Khan

Commissioners

LINA M. KHAN

Speeches, Articles and Testimony

NOAH JOSHUA PHILLIPS

ROHIT CHOPRA

REBECCA KELLY SLAUGHTER

CHRISTINE S. WILSON

Download Hi-res (4.05 MB)

Lina M. Khan

Chair

Follow @LinaKhanFTC

Tweets represent the views of Chair Lina M. Khan alone

Speeches, Articles, and Testimony ▶

U.S. Federal Trade Commission

<https://www.ftc.gov/about-ftc/biographies/lina-m-khan>



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

Amazonに関する新FTC委員長の論考について

- Amazon's Antitrust Paradox (2017)
- 本日のテーマとの関係でのポイントは、この論考の中で指摘されているAmazonの業態や収益構造と、それらを踏まえた上での、Amazonに対する提訴理由として挙げられている選択肢の1つが、Predatory Pricing(略奪的価格設定)であったということ。以下、論考での分析によると:
 - 2015年の売上は1070億米国ドル。
 - オンラインショッピングの分野で46%のシェアを占めているとの評価もある。
 - 小売業のほか、マーケティング・プラットフォーム、配送ネットワーク、決済サービス、出版、映像制作、クラウド・サーバー提供など、多岐にわたる事業活動を行っている。
 - 同社の報告資料による限り、純売上ではすさまじい成長を示してきているが、積極的な投資を行っており、利益率は低い。直近(この論考の時点)の5年間のうち2年で赤字が計上されており、最も高い純利益でも純売上のわずか1%以下にとどまっている。
 - それにもかかわらず、投資家からは強く支持されている。Standard & Poor's 500において最も高価な株式とされたこともある。
 - また、(上記のとおり)顧客からも支持されている。



Amazonに関する新FTC委員長の論考について

- 論考自体のテーマ(の1つ)は、Amazonの低価格戦略が、短期的には消費者の利益に適っているように思われ、そしてそれを有効な競争が行われていることの成果と見るような考え方が1970年代や1980年代から主流となってきたことで、Amazonの行為・戦略が持つ問題(反競争性)が見逃されてきてしまったのではないか、という問題提起。
 - そのために、事業者の構造が反競争的な利益相反を生じさせていないか、異なる事業分野の間で自己の優位性を「てこ」のように利用しているということはないか、市場の構造がそういった事業者の行為を許容してしまっているということはないか、といった点に着目することを唱えている。
 - その文脈で、特にオンライン・プラットフォームに着目した上で、市場の構造やダイナミクスを分析する必要があり、競争から得られるものだけではなく、競争のプロセス自体について検討する必要があるとする。



Amazonに関する新FTC委員長の論考について

- ご参考:

- 概要として、1970年代から1980年代にかけて、シカゴ学派(Richard Posner氏に代表される)が主流を形成していく中で、consumer pricesが競争の有効性を評価するための最も重要な指標として位置付けられ、consumer welfareを最大化することが競争の規範的な目的であり、それは経済合理性を高めることで最もよく達成される、という考え方がとられるようになった。そして、このconsumer welfareへの弊害の有無は、端的には、価格面への影響の有無という観点で見られがちとなった。その傾向は特に、predatory pricing (略奪的価格設定)とvertical integration (垂直統合)について顕著である。他方でこれらは、Amazonがその市場支配的地位を形成し維持してきた過程を分析する上で、極めて重要である。
- Predatory pricingについては、仮にいったんは競争者を退場させることができても、要した費用を取り戻す(recoup)ために必要な価格設定やその期間、新規参入を防ぐことができるのかどうかは疑わしい、とされた。また、それを違法とすることで本来促されるべき競争が萎縮されることも懸念された。そして、その成立には、競争的水準を超える価格の設定が維持されうることの主張立証が必要とされ、その難しさ故に、本来問題とされるべき行為が見逃されてきた。
- Vertical Integrationについても、以前は水平統合と同様に取り締まられていたものが、「通常は競争促進的」という評価に変わり、基本的に統合する事業者の価格には影響しない(仮に価格が引き上げられれば、新規参入を誘発することになる)と考えられることになった。



Amazonに関する新FTC委員長の論考について

- 著者(Khan氏)としては、「価格(の上昇)や量(生産量の減少)など、consumer welfareとされるものへの反競争的な悪影響を測るための指標に、そういった反競争的な影響が見て取ることができるような状態まで待たざるを得なくなることは、効果的・効率的な法執行を妨げることになるのであって、そうではなく、市場が競争的であり続けるようにするためには「力」が分散されていることが必要であるということ踏まえ、競争のプロセスや構造に着目することが必要であり、法執行をより効率的・効果的にすることができる」という考え方があるようである。
- その上で、「同社による、損失を厭わずに積極的に投資を行い、多角的な事業活動への進出・統合を進めるという事業戦略」に着目する必要があるとする(例として、Amazon Primeに登録する前後で、当該顧客によるAmazonでの商品購入が、約150%増加するというようなデータもあるとされている)。「経済合理性の観点からは、取り戻し(recoup)の可能性が確保されていない限り、predatory pricingという戦略はあり得ない」という前提に立ってしまうと、拡大成長のために利益を犠牲にするというこのAmazonの戦略は、見過ごされてしまうことになる。また、多角化により、「競争者は同時に顧客でもある」という立場を得ることができるようになり、そのような状況において「事故の商品を競争者のものよりも有利に取り扱う」ことが可能となり、さらに「多角化を通じて、ネット上での唯一無二とも言えるような立場を得ることで、新規参入を困難にする」ことも可能となり得る。これは、「競争者を排する」こと自体は本来競争的で、経済合理性にも適っているという考え方からすれば、同じように見過ごされがちである。



Amazonに関する新FTC委員長の論考について

- Predatory Pricingに関して:
- ネット販売ではしばしば、同じ日に何度も価格を改定することが可能とされ、また個々の顧客ごとに価格に差を設けることも可能とされる(そしてそのための参考資料として、「ある商品にどのくらいの時間、マウスを置いていたか」「実際に購入するまで、どのくらいの時間、商品カートに入れていたか」「商品購入の直前に閲覧していたブログは何か」といった情報が利用されうる)。また、ネット上での事業が多角化されている場合、どの商品分野の価格を上げるかという問題もある(従来型のpredatory pricingに関する議論では、低価格設定により損失を被った当該商品自体について、値上げによりその損失を取り戻す(recoup)ことが想定されてきた)。さらに、従来型の議論のような消費者からの取り戻し(recoup)だけでなく、出版社側からの取り戻し(recoup)という選択肢も可能である(personalized recommendationなど、細分化されたサービスについて付加する度に料金が発生することになる、など)。
- Vertical Integrationに関して:
- 小売市場での規模の拡大は、物流業者に対する価格交渉力にも影響し、その結果として、他の小売業者よりも有利な物流取引の条件(配送コストの軽減)を得ることができている可能性がある。そして、それを利用して、競争業者である他の小売業者に対して物流サービスを提供することで、自社への対抗をより困難にすることもできるとの指摘もある。これらは、「消費者に対する価格が引き上げられていないか」という観点にのみ着目しては、見逃されてしまうポイントである。加えて、マーケットプレイスという立場からは、出店者が成功するか否かを見定めた上で、後追いで同種の商品の取り扱いを(場合によってはより安価に)始めることができるともされている。



Amazonに関する新FTC委員長の論考について

- Khan氏による課題解決の試案: In order to capture these anticompetitive concerns, we should replace the consumer welfare framework with an approach oriented around preserving a competitive process and market structure.
- Predatory Pricingについては、「取り戻し(recoup)」の要件の再検討(一定の場合にこれを不要とする)が必要(Revising predatory pricing doctrine to reflect the economics of platform markets, where firms can sink money for years given unlimited investor backing, would require abandoning the recoupment requirement in cases of below-cost pricing by dominant platforms.)。また、一定の場合に市場支配的な地位にある事業者による略奪的な低価格設定行為の推認を認めることも考えられる(And given that platforms are uniquely positioned to fund predation, a competition-based approach might also consider introducing a presumption of predation for dominant platforms found to be pricing products below cost.)。
- Vertical Integrationについては、一定の場合(例えば閾値となるようなデータ量を決めた上で、それに該当するような取引である場合など)に、企業結合規制に服することを義務づけるという方策が考えられる(One way to address the concern about a firm's capacity to cross-leverage data is to expressly include it in merger review... [I]t could make sense for the agencies to automatically review any deal that involves exchange of certain forms (or a certain quantity) of data.)。より厳格な方法としては、予防的な措置として、一定のレベルを超えるプラットフォームについては、垂直的な統合となる企業結合を禁止することとも考えられる(A stricter approach would place prophylactic limits on vertical integration by platforms that have reached a certain level of dominance.)。



参考資料

- OECD (2020), Sustainability and Competition, OECD Competition Committee Discussion Paper
 - <http://www.oecd.org/daf/competition/sustainability-and-competition-2020.pdf>
- Competition & Markets Authority (CMA)(2021), Environmental Sustainability Agreement and Competition Law
 - <https://www.gov.uk/government/publications/environmental-sustainability-agreements-and-competition-law/sustainability-agreements-and-competition-law>
 - [Environmental sustainability initiatives and competition law - Competition and Markets Authority \(blog.gov.uk\)](#)
- FTC v. Facebook
 - https://www.govinfo.gov/app/details/USCOURTS-dcd-1_20-cv-03590/context
 - https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCOURTS-dcd-1_20-cv-03590/pdf/USCOURTS-dcd-1_20-cv-03590-0.pdf
 - https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/ecf_75-1_ftc_v_facebook_public_redacted_fac.pdf
 - https://www.ftc.gov/system/files/documents/cases/2021-09-08_redacted_substitute_amended_complaint_ecf_no.82.pdf
- Lina M. Khan “Amazon’s Antitrust Paradox”
 - <https://www.yalelawjournal.org/note/amazons-antitrust-paradox>



当事務所における 近時の対応案件/中心に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査



景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応 等。
2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）。／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副会長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副会長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラントエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

98年4月 - 05年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

82年4月公正取引委員会事務局入局／19年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～2004年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

アソシエイト



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不公正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々な対応している。



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経歴があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橘川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。



ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 向 宣明
(独占禁止法プラクティスグループ・リーダー)

ニューヨーク州弁護士登録
立命館大学法科大学院講師(独占禁止法)
競争法フォーラム常務理事・事務局長

〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
電 話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081

